

高知県中山間地域等訪問看護師育成講座「訪問看護スタートアップ研修」
修了要件申合せ事項

【全域卒修了要件】

1. 研修科目（138時間）の3分の2以上を履修していること。
なお、やむを得ない事情（運営会議で承認を得たものに限る）で欠席した科目のうち、オンデマンド受講による補い学習を行い、研修目標、修了目標が達成されていると確認できた場合は履修科目に含むこととする。
2. 研修科目の研修目標が自己評価において達成できていること。
なお、極端に「理解できなかった」科目については、補講または相談等を受けること。

【中山間卒修了要件】

1. 研修科目（138時間）の3分の2以上を履修していること。
なお、やむを得ない事情（運営会議で承認を得たものに限る）で欠席した科目のうち、オンデマンド受講による補い学習を行い、研修目標、修了目標が達成されていると確認できた場合は履修科目に含むこととする。
2. 研修科目の研修目標、修了目標が自己評価・他者評価において達成できていること。
3. スタダードコースについては、大学が設定した学内でのふり返し（標準：14日以上）及び所属先でのふり返しや教員同行訪問（標準：6日以上）に合わせて20日以上出席していること。
4. 新任セカンドコースについては、大学内でのふり返しに月に1回、計3日以上出席していること。

【新卒卒修了要件】

1. 研修科目（138時間）の3分の2以上を履修していること。
なお、やむを得ない事情（運営会議で承認を得たものに限る）で欠席した科目のうち、オンデマンド受講による補い学習を行い、研修目標、修了目標が達成されていると確認できた場合は履修科目に含むこととする。
2. 研修科目の研修目標、修了目標が自己評価・他者評価において達成できていること。
3. 大学が設定した学内でのふり返し（標準：30日以上）及び所属先でのふり返しや教員同行訪問（標準：20日以上）に合わせて50日以上出席していること。

附 則

この申し合わせは、平成27年5月25日から適用する。

附 則（平成29年3月7日改正）

この申し合わせは、平成29年3月7日から適用する。

附 則（平成 30 年 2 月 23 日改正）

この申し合わせは、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 1 月 30 日改正）

この申し合わせは、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 7 月 19 日改正）

この申し合わせは、令和元年 7 月 19 日から適用する。

附 則（令和元年 9 月 9 日改正）

この申し合わせは、令和元年 9 月 9 日から適用する。

附 則（令和 5 年 12 月 11 日改正）

この申し合わせは、令和 5 年 12 月 11 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 11 日改正）

この申し合わせは、令和 6 年 3 月 11 日から適用する。

附 則（令和 6 年 5 月 13 日改正）

この申し合わせは、令和 6 年 5 月 13 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。